

18 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
所 得 税	源 泉 分	1,385	254	695	91	2,080	345	686	90	1,394	255
	申 告 分	8,910	1,972	7,810	1,116	16,720	3,088	8,145	1,235	8,575	1,853
	計	10,295	2,226	8,505	1,207	18,800	3,433	8,831	1,325	9,969	2,108
法 人 税		980	823	842	1,169	1,822	1,992	757	695	1,065	1,297
相 続 税		173	227	227	186	400	413	206	186	194	227
消 費 税		8,845	外 701 2,609	7,612	外 1,574 5,311	16,457	外 2,275 7,920	7,469	外 1,368 4,613	8,988	外 907 3,307
そ の 他		507	26	721	80	1,228	106	627	41	601	65
合 計		20,800	外 701 5,911	17,907	外 1,574 7,953	38,707	外 2,275 13,864	17,890	外 1,368 6,860	20,817	外 907 7,004

調査対象等： 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
平成 28 年 度	28,219	外 820 8,735	29,745	外 2,245 12,057	57,964	外 3,065 20,792	32,184	外 2,342 13,749	25,780	外 723 7,043
平成 29 年 度	25,780	外 723 7,043	28,435	外 2,070 10,887	54,215	外 2,793 17,930	30,050	外 2,102 11,679	24,165	外 691 6,251
平成 30 年 度	24,165	外 691 6,251	28,154	外 2,006 11,159	52,319	外 2,697 17,410	29,894	外 2,010 11,322	22,425	外 687 6,088
令和 元 年 度	22,425	外 687 6,088	23,506	外 2,152 11,119	45,931	外 2,839 17,207	25,131	外 2,138 11,296	20,800	外 701 5,911
令和 2 年 度	20,800	外 701 5,911	17,907	外 1,574 7,953	38,707	外 2,275 13,864	17,890	外 1,368 6,860	20,817	外 907 7,004

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計		件数	税額	件数	税額
	件数	税額	件数	税額	件数	税額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
徳島	840	164	1,856	726	2,696	890	1,597	651	1,099	239
鳴門	438	118	572	193	1,010	311	599	224	411	86
阿南	146	32	263	128	409	160	259	122	150	38
川島	111	31	268	102	379	133	284	110	95	23
脇町	63	13	133	59	196	72	134	55	62	18
池田	69	8	90	33	159	41	110	35	49	6
徳島県計	1,667	365	3,182	1,241	4,849	1,607	2,983	1,196	1,866	411
高松	2,964	575	2,178	969	5,142	1,544	2,729	890	2,413	655
丸亀	817	145	823	351	1,640	496	703	213	937	283
坂出	363	51	381	153	744	204	417	129	327	76
観音寺	723	133	261	128	984	261	412	143	572	119
長尾	433	66	261	86	694	152	378	97	316	55
土庄	185	24	142	39	327	64	142	36	185	28
香川県計	5,485	995	4,046	1,726	9,531	2,722	4,781	1,507	4,750	1,215
松山	2,866	598	2,916	1,352	5,782	1,950	3,063	1,221	2,719	729
今治	635	122	724	382	1,359	504	757	362	602	142
宇和島	518	77	386	131	904	208	359	100	545	108
八幡浜	237	35	166	68	403	103	245	75	158	27
新居浜	797	163	549	220	1,346	383	651	249	695	134
伊予西条	591	106	324	190	915	297	386	185	529	112
大洲	219	37	240	72	459	109	239	81	220	28
伊予三島	501	71	355	213	856	284	443	202	413	82
愛媛県計	6,364	1,210	5,660	2,628	12,024	3,838	6,143	2,476	5,881	1,362
高知	1,698	284	1,873	844	3,571	1,129	1,937	758	1,634	370
安芸	143	9	189	60	332	70	225	49	107	21
南国	629	93	520	202	1,149	295	519	182	630	113
須崎	308	50	234	96	542	146	288	102	254	44
中村	291	49	306	147	597	196	272	111	325	85
伊野	172	20	229	93	401	112	232	83	169	30
高知県計	3,241	505	3,351	1,442	6,592	1,948	3,473	1,285	3,119	663
局引受分	4,043	2,835	1,668	915	5,711	3,750	510	397	5,201	3,353
総計	20,800	5,911	17,907	7,953	38,707	13,864	17,890	6,860	20,817	7,004

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

19 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
平 成 28 年 度	125,450,193
平 成 29 年 度	133,212,448
平 成 30 年 度	142,762,128
令 和 元 年 度	147,333,411
令 和 2 年 度	168,693,073
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	33,020,976
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	3,857,216
法 人 税	17,258,676
消 費 税 及 地 方 消 費 税	111,926,067
そ の 他	2,630,138
還 付 金 合 計	168,693,073

調査期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日

(注) 還付加算金を含む。